

「クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)施行規則案等」
に対する GPN の意見

該当箇所

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則案について

2 家具、紙等の物品

内容

グリーン購入法基本方針の特定調達品目を踏まえてクリーンウッド法の対象品目を定めているが、**文具も対象に加えるべき**である。また家具や紙類も一部の品目だけを対象とせず、部材に主として木材を使用した製品は**すべての品目を対象とするべき**である。

理由

文具はグリーン購入法の中でも取組率が高く、製造事業者や流通事業者においては合法木材・パルプの確認が既にできており、クリーンウッド法の対象としない理由が見当たらない。

グリーン購入法では家具でもオフィス用のいすは対象になるが幼児用や施設用のいすは対象にならない。オフィス用の棚は対象になるが店舗用は対象外であり、屋外のベンチは対象外となっている。紙製品も色付きのコピー用紙は対象になるが、画用紙は対象にならない。このようにグリーン購入法の対象品目と対象外の解釈を巡っては、常に事業者や購入者から環境省の担当課や業界団体、グリーン購入ネットワークへ問い合わせがありグリーン購入法の特定調達品目調達の課題となっている。

クリーンウッド法でも対象品を指定し、グリーン購入法の物品と類似の状況を作ってしまうと、対象品か非対象品かの区別がわからなくなり運用上の支障となる。家具や紙類においては、部材に主として木材を使用した(紙も含む)製品はすべての品目をクリーンウッド法の対象とすべきである。製造事業者や流通事業者が登録事業者になるかどうかは、事業者側に選択肢があり、かつ合法性が確認できなくてもそれを明示すれば流通できるのだから、全品目を対象としても法令の目的である合法木材の利用促進の阻害にはならないと考える。

参考 (一社)日本オフィス家具協会 グリーン購入法の手引き 第9版(2013年)

http://www.joifa.or.jp/pdf/green_9.pdf